平成２５年（フ）第８１５号
京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地７棟204号
債務者　吉田工業こと　吉田　　弘
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９４６号
京都市上京区浄福寺通下立売上る西入田中町477番地
債務者　千歩楽こと　田中　　勇
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１０号
京都市右京区常盤仲之町19番地　常盤コーポ200号
債務者　山下　直美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２６号
京都市北区紫竹高縄町74番地１
債務者　岡本　乙美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字本浦上１－８、住民票上の住所徳島県鳴門市瀬戸町明神字鳴谷142番地
債務者　信田　由紀
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７４号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地201
債務者　後藤田ひろみ
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８０号
徳島市中央通４丁目12番地の１　アーバンコートかちどき橋301号、旧住所徳島市八万町夷山292番地の１
債務者　清水　忠夫
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９９号
徳島市川内町加賀須野449番地２、旧住所徳島市北佐古一番町５番25号
債務者　武市　浩子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３号
福岡県宮若市乙野325番地　市営乙野団地92号
債務者　松下眞喜子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２１１号
福井県今立郡池田町谷口第19号13番地１
債務者　中村　修一
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
福井県鯖江市北野町第14号５番地　ビアンメゾン101
債務者　千秋　典子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
福井県大野市中荒井町２丁目110番地２
債務者　印牧　智子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
福井市二の宮５丁目２番７号　ホームズ二の宮４－Ｅ
債務者　西川　智祐
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
福井市松本１丁目37番１号　県営住宅町屋団地13棟403号室
債務者　松浦まゆみ
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
兵庫県豊岡市戸牧344番地の13　サンシティ201号室、前住所兵庫県豊岡市立野町４番16号　立野ハウス２号
債務者　中地　勝巳
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1237番地１　ポライトリーＮＯＺＯＭＩ　Ｃ204号
債務者　塚本久美子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１４２８号
愛知県瀬戸市みずの坂２丁目22番地　みずの坂グレイス203
債務者　岩崎　涼子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部